

平成20年度 第3回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成20年8月20日(水) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市中央図書館2階 視聴覚室

3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、奥真美、畑中範子、望月賢二、上野菊良、内海照枝、石黒武、木村芙紀子、石橋正貴、鈴木昭夫

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明

環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進係主査 前田正成

環境保全課環境計画班 森田和徳、杉町順子、篠原太一

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 会長選出
- (4) 議題
 - ・環境保全条例素案について(審議)
- (5) その他
 - ・制定スケジュールについて
 - ・パブリックコメントについて
- (6) 閉会

5. 会議経過

①会長選出

浦安市環境審議会規則第2条第2項に基づく委員の互選により、柳憲一郎氏が再任した。

②環境保全条例素案について（審議）

・説明

事務局より、前回の環境審議会のご意見に対する対応案の説明後、環境保全条例の制定スケジュール及びパブリックコメント（7月15日～8月4日）の意見募集で寄せられたご意見とそれに対する回答（案）について説明した。

・質疑応答

委員

水辺、水域についてだが、この語句を条例から削ることは、三方を海で囲まれた本市の特色を放棄することにつながらないか。

委員

- ・自然の単位という部分から見る視点がないと、緑、水辺、周辺域を含めた市のコアの部分がよくなる。生物の多様性あるいは自然環境の多様性の規定は残されているが、これがあれば良いということではない。
- ・生態系の言葉が抜けている理由を示してほしい。

会長

・従来7条に規定していた条文が9条と48条に分けられた。水辺地、水域の用語を使わずに、市の施策と市民・事業者の努力義務に分けたものだが、三方を海に囲まれ三番瀬に隣接した本市にあっては不十分な対応ではないかというご意見と生物の生態系の保全という文言が削除されたことの説明が不十分であるというご意見だが。

事務局

- ・環境保全条例は、現行の公害防止条例を廃止したうえで、これまでの公害規制手法に加えて、新たな都市環境問題について具体的に対処するというものです。
- ・自然に関する規定は、すでに環境基本条例で規定しているので、概念的な規定をさらにおくことはどうかと考えたところです。

委員

- ・公害関係に加えて、新たな都市環境問題に対応するというが、公害などの否定的要素を軽減ないしゼロにするということだけで、新たな都市問題が解決するのか。
- ・ヒートアイランドにしても、緑を増やしながらかくしていかなければならない。「保全」では本当はいけない。これまでに行政が持ったことのない視点をこれから組み込まないと、今の状態すら維持できなくなる。自然は自然の力をもっているの

で、これに人の手を加えないと悪くはなっても良くはならない。陸から手の届く範囲だけの対処では対応できないので、水域という言葉を入れてほしいことをコメントしてきた。公害防止条例の発想の延長線上で処理しようとする、こういうかたちになる。

- ・生態系の言葉が説明もないままなくなっているのはなぜか。

事務局

- ・環境基本条例の理念に則って、環境保全条例案をまとめてきたが、政策法務を交えてもう一度調整したい。

委員

- ・市民は、この「環境保全条例」というタイトル自体に広い意味が含まれていると解釈してしまう。
- ・公害防止の原点は人間、動物の生存権である。これらを守ることが理念にない条例は意味がないのではないか。

会長

- ・環境保全条例は公害防止条例の延長線上にあるわけではなく、違う意味合いがある。事業活動に対する規制と自然環境保全に関するものを合わせて規定するのが環境保全条例であるので、公害防止に特化したものでないことをこの場で改めて確認させてもらいます。

委員

- ・第2回審議会で示された第7条の方が具体的であり、わかりやすい。今回示された9条、48条だとわかりにくい。

会長

- ・今回示されたものでは、市（の施策）と事業者・市民（の努力義務）が分けられて規定されている。そこに「協働して」が抜けているのではないかという指摘もあると思う。取り組みの仕方としても「協働して」の精神が抜けているのではないかという指摘もあり得ると思う。

委員

- ・市の行政区域と周辺水域を考えたときに、浦安市は自然環境が特殊である。里、農村部は人の手で作られてきた自然である。浦安市の場合は大部分が埋立地であり、緑は人が植えたものである。さらに、高低差もなく水も動かない人工的な町である。
- ・自然本来の力で良い状態にしていくような地域の自然を作ることは難しいので、人手とお金がかかる。そのような環境でどのように良くしていくのか。他の地域よりグレードの高い自然環境の中で良い生活をし、良い産業を展開するためには、かなり知恵がいる。
- ・環境保全条例はこの視点での入り口に立てていない。市の特徴を踏まえた自然の把握と今後の展望をこの条例に反映させたい。環境基本条例に規定されているから、

環境保全条例に規定しないのではなく、これを具体化してこなかったから同じような文章になってしまう。公害と同じように、自然に関しても市、市民、企業が一緒にやらないといけない。

- ・人が浦安の街並みを楽しむために訪れるくらいの街づくりのために、浦安とヨーロッパの旧市街地の緑の違いを研究することまで踏み込むことが必要で、浦安市の自然の特性にまで踏み込まないと出口が見えないだろう。

会長

- ・三方を海に囲まれた浦安市において、市の施策としてこれまで何もしてこなかったのではないかという指摘である。
- ・里地、里山のほか、最近では里海の考え方がある。これは自然に人が手を加えて守っていくという発想で、近頃、瀬戸内海の方でそういった条例がつけられているようだが、環境保全条例でも人が手を加えて自然を守っていくという発想が重要であるという指摘である。

事務局

- ・環境保全条例は環境基本条例の理念を達成するためのものです。環境基本条例には、海と川に接した特性を生かし快適な環境を実現するとした規定もあるので、これを踏まえてもう一度検討する。

委員

- ・悪臭規制に関する規定が盛り込まれていないようだが、臭気指数での対応は考えているのか。

事務局

- ・悪臭に関しては悪臭防止法の中で市として対応できるので環境保全条例には規定しないが、規制の方式を現行の物質濃度規制から来年4月に臭気指数規制に移行するよう県に対し要望している。

委員

- ・市の施策として温室効果ガスの排出の抑制や吸収作用の保全強化、資源又はエネルギーの消費の抑制、循環的な利用のための施策などがあげられているが、そのほかにグリーン購入、グリーン調達の推進、環境配慮契約の推進についてふれられていない。
- ・市場メカニズムを活用した手法についても規定できないのか。

会長

- ・グリーン購入法を受けた規定がないが、そのような規定があっても良い気がする。

事務局

- ・グリーン購入については環境配慮指針で対応しており、条例で規定することについて検討していない。グリーン購入法を受けるような規定を設けるかどうか検討し

たい。

会長

- ・グリーン購入法の位置づけは地球温暖化とは違い、循環型社会の構築の一部としての位置づけではないか。
- ・条例で規制されることは、市が拘束されるということであって、これが市民のために継続的に市の施策として施行されていくになるので条例化しておく意味はある。

委員

- ・グリーン購入法は、もともとは環境にやさしい製品を行政庁が率先して購入するなど資源循環を念頭においた法律であるが、最近はCO₂の排出抑制などの地球温暖化対策も考慮して、これらの製品が作られるようになってきている。

会長

- ・環境保全条例の最終の方向を目指してもう少し努力が必要である。
- ・事務局としては、12月市議会上程、来年の7月施行をめざすということであるが、環境審議会としてもできるだけこのスケジュールに合わせて答申を出していかなければならないと考えている。
- ・今年1月に諮問を受けたわけだが、第7条の水辺、水辺地をめぐっては、文言的にも十分に練られていない状況である。また、第9条市の施策と第48条市民・事業者に分けて規定する文案についても市の姿勢が後退しているとのこと指摘であった。
- ・次回審議会は本日のご意見を踏まえて答申案のとりまとめというかたちになる。答申案の素案が提出できるかどうかというところだが、答申案の取りまとめについては、会長一任ということにさせていただければ、答申案を次回審議会でご提示できるようにしたい。（一同承認）
- ・以上をもちまして、本日の環境審議会を終了します。